

報告をいたさせます。

(古谷議会議務局長報告)

一、昭和五十四年第三回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、議案説明員の出席要求について(別添参照)

四、昭和五十四年五月分の例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

(議会運営委員長 貫井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名でございますので、七月三日に開催いたしました議会運営委員会の結果を報告いたします。

今次臨時会の付議案件は、特別職報酬等審議会の答申に基づく各種報酬

の引き上げ並びに都の補助金等の見通しかついたことによる予算の補正、その他人事案件で、件数は条例の一部改正七件、補正予算四件、人事案件四件で、いずれも長からの提出によるものであります。

日程はお手元にお配りしてあるとおりの順序でお願いすることとし、条例と補正予算については、それをれお手元の付託表のとおり所管の委員会に付託することにし、人事案件は過去の慣例から即決を願うことにいたしました。

したがって、付託になります議案審査のための委員会開催日数と休会中の日曜、あるいは事務整理の日数等を考慮いたしまして、会期は本日より七月二十日までの十一日間とすることに決定いたしました。

以上、簡単にございますが、本日の議事が円滑に運ばれますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されましたとおり七月十日から七月二十日までの十一日間と決定したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小林菊三君）御異議なしと認めます。よって会期は十一日間と決定いたしました。

○議長（小林菊三君）日程第三議案第七十五号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 上野重勝君登壇）

○総務部長（上野重勝君）御指名をいただきましたので、議案第七十五号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福生市議会の正副議長並びに委員長、議員の報酬をそれぞれ一万円ずつ引き上げようとするものでございまして、本案の提案につきましては、去る五十三年度における国家公務員並びに地方公務員の給与が、国家公務員三・八三%、東京都の人事委員会の勧告につきましては三・七四%の勧告を受けまして、それに定昇分を含めますと約五%を上回るものが確定をされたわけでございます。これと関連いたしましたので、市長等三役及び教育長の報酬の改定の必要が生じたので、本年三月一日付をもちまして特別職報酬等審議会に市長が諮問をいたしました結果、審議会で慎重審議をいたされまして

四月十四日に答申を受けましたので、その答申の線に沿って改定をいたすものでございます。

引き上げ額はそれぞれ一万円でございしますが、率は基礎額が違いますので若干違いまして、議長の引き上げ率が四・一七%、副議長が四・六五%、委員長が四・八八%、議員が五%、平均いたしますと四・六五%の引き上げと相なります。

なお、これに要します経費は一月二十四万円、年額二百八十八万円、期末手当分等を含めまして四百二十四万八千円の必要額が生じるわけでございます。

なお、この施行期日は、五十四年四月一日にさかのぼって適用するものでございまして、簡単でございしますが、提案理由の説明といたします。

○議長（小林菊三君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（一異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君）この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十五号については、総務委員会に付

託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第七十六号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長上野重勝君登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第七十六号について提案理由の説明を申し上げます。

本案も議案第七十五号同様、議会議員の報酬改定に伴いまして、これとの均衡上改定しようとするものでございます。

改定内容でございますが、教育委員会委員長が二千円アップいたしました四万
千円、同じく委員が二千円アップいたしました三万千円、選挙管理委員会委員長が二千円アップいたしました三万四千円、同じく委員が十六百円アップいたしました三万四千円、監査委員の知識経験が二千円アップいたしました三万四千円、議員選出が千円アップいたしました一万九千円、農業委員会会長が二千円アップいたしました三万千円、委員が十六百円アップいたしました二万四千円、行政事務連絡員が千円アップいたしました一万三千円にそれぞれ改定しようとするものでございまして、このアップ率は、最低が教育委員長の五・三%、最高は行政事務連絡員の八・三%でございまして、平均六・六一%と相なります。なおこれに要します経費は八十九万九千円でございます。これも本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

なお、このほかの非常勤特別職の委員等につきましては、他市との均衡を比較いたしますと、当市の方が若干上回っております。今回は改定を見送ら

せついたしました。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十六号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第五議案第七十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長上野重勝君登壇）

○総務部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第七十七号につき提案理由の説明を申し上げます。

本案も前二案同様、福生市長等の給与について改定しようとするものでございまして、市長の給与を二万五千円アップいたしましたして五十万円に、助役の給与を二万円アップいたしましたして四十三万五千円に、収入役を二万円アップいたしましたして四十二万円にしようとするものでございまして、アップ率は市長が五・二六％、助役が四・八二％、収入役が五％ちょうどでございます。これに要します必要経費は百十八万三千円と相なります。これも前二案同様昭和五十四年四月一日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第六議案第七十八号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長上野重勝君登壇）

○総務部長（上野重勝君） 議案第七十八号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案も前案同様福生市の教育委員会の教育長の給与につきまして改定しようとするものでございまして、改定額は二万円アップいたしましたしてアップ率は五%、これに要します経費は三十六万四千円でございます。本案も昭和五十四年四月一日から適用しようとするものでございます。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出をいたします。

ただいま議題となっております。御提案第七十八号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第七議案第七十九号福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長生子国利君登壇）

○市民部長（生子国利君） 御指名でございますので、御説明申し上げます。

議案第七十九号福生市消防団条例の一部を改正する条例の提案理由と、その内容について御説明申し上げます。

本条例の改正は提案理由にもありますとおり、特別職職員の報酬改定に伴って消防団の報酬額も改正しようとするものでございます。

まず改正率につきましては、特別職の改正率に準拠し、全体平均では五・三八％のアップ率でございますが、今回の改正につきましては階級ごとの格差を考慮し、一率に平均五・三八％とせずに特に団員に配慮して改正しようとするものでございます。

内容について御説明申し上げます。

第十二条中、団長十六万二千八百円を十六万五千円に、副団長十二万六千五百円を十二万九千円に、分団長九万四百円を九万三千円に、副分団長六万四千円を六万三千円に、部長五万四千円を五万六千円に、班長三万九千円を四万円に、団員二万七千三百円を三万円に改めようとするものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用しようとするものでございます。

慎重御審議をくだされ、原案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号につきましては、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第八議案第八十号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 森田 猛君 登壇）

○福祉部長（森田 猛君） 御指名をいただきましたので、議案第八十号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。児童育成手当につきましては三種類あるわけで、育成手当、障害手当、特別手当でございますが、そのうち特別手当の中の括弧書の分、いわゆる六千円でございますが、これを五百円引き上げまして六千五百円にしようとするものでございます。この括弧書の中の理由は、市民税の所得割のない方でございす。これに該当する方は日本の児童手当を支給されない方——いわゆる第三

国人が該当するわけでございます。現在福生市には三世帯、五名ばかりあるわけでございます。

なお、この改定につきましては十月からしようとするものでございます。以上、難駁でございますが説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、原案を御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十号につきましては、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議

が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第九議案第八十一号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 斉藤多市君 登壇）

○建設部長（斉藤多市君） 御指名により議案第八十一号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。今回の改正は、不動尊児童遊園を新たに設置したことに伴う改正でございます。まず内容について申し上げますと、場所は福生不動尊境内地の一部福生市大字福生八六八番地一に位置してありまして、傾斜地を利用して三〇坪の児童を対象として使用していただく遊園でございます。本遊園の面積は三百

六十六平方メートルでありまして、これが加わることによりまして市内の公園・遊園の総面積は十六万四千百八十平方メートルに相なっております。

なお、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議

が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十議案第八十二号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長浅見裕康君登壇）

○企画財政部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第八十二号昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

内容に入ります前に、当初予算の説明におきまして、都支出金に対します予算編成上の対応に關しまして触れさせていたたいっておりますので、この關係につきましてまず御説明を申し上げさせていただきますかと思ひます。

都支出金等の復活要望につきましては、市長会を中心として運動を展開してきたわけでございまして、これにつきましては御案内のとおりでございす。このたび一部を残しまして復活をされたわけでございす。しかしながら、残されたものは项目的には非常に少ないわけでございす。金額的に大きいものが残されたということでございまして、引き続き都支出金の市財政に対しますその影響度、これは非常に厳しいものとなっているということが言えると思ひます。ちなみに市に対しますそれらの総括的な金額を申し上げますと、復活された都支出金は約二億円でございます。残された都予算におきます未計上分、これは振興交付金のうち学校運営費、さらには学校警備員費、こういったものを合わせまして約四千八百万円に相なります。そのほかに復活されましたが補助率のダウンによります減額分、これは言いかえますと市の負担増ということになつてあつたわけでございますが、これが保育所運営費の関係、それからその他のものを含めて約三千七百万円に相なります。そのほかに特別会計分でございますが、国保会計におきます都支出金ですが、やはり国保の当初予算に計上されておりますが約七千万円、これもまだ現在時点では未計上に相なつて

おります。また支出面におきまして消防委託費が昨年並みの七三%の負担というところで計算をいたしました。その負担増が約四千万円に相なります。その他細かいものを合算いたしますと、市財政に対します影響額、歳入と歳出の負担増、そういうものを合わせまして約二億円と相なるということでございす。

これらに対します今後の見通しでございますが、学校警備員費につきましては、本来的に各市町村の負担となるべきものであるという判断に立たざるを得ないと思ひます。今後の復活が非常に見込み薄であるという判断に立たざるを得ないと思ひます。それから学校運営費と国保の関係の都支出金につきましては、都の当局の説明によりますと、今後復活に最大の努力を払うと、具体的に申し上げますと、たまたま都の税収が非常に予想を大きく上回るというファクターもございまして、何とか各市町村の要望にこたえるよう努力していきたい、十二月定例会には何らかの結論を出したいという回答がされております。したがつまして、これについては一応現時点では復活に努力するという形であるかと思ひます。それから委託消防の関係の負担分でございますが、都の要求の負担率は、五十三年度におきましては基準財政需要額の算定の八〇%という要求をしてきたわけですが、関係市